

意見書案第 31 号

北方領土問題の早期解決等を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 八 田 憲 児
竹 内 照 夫
佐 藤 弘
森 川 えりな

北方領土問題の早期解決等を求める意見書

我が国固有の領土である北方領土返還の実現は、永年の国民の悲願である。滋賀県においては、昭和 57 年に北方領土返還要求運動滋賀県民会議が設立され、県・県議会、市町・市町議会、民間団体など 158 団体が会員となって返還要求運動を展開しており、歴代の大津市議会議長は同会議の副会長としてその活動に尽力してきたところである。

さて、北方領土とその海域をロシアに不法占拠されてから既に 79 年もの歳月が過ぎ、これまで返還要求運動の中心的役割を担ってきた元島民の多くが故郷に戻るとの願いが叶わず他界され、さらに、ウクライナを巡る国際情勢の影響により日ロ間の平和条約締結交渉が中断され、ビザなし交流や自由訪問の合意もロシア政府から一方的に停止されるなど、このままでは返還要求運動の停滞や風化も懸念される所である。

また、北方領土隣接地域においては、北方領土問題が未解決であることにより自由な社会経済活動に多くの制約を受け続け、漁業をはじめとした地域の産業・経済に甚大な影響を及ぼしている。

このような現状を踏まえ、北方領土問題の早期解決のため、外交交渉を支える国民運動としての返還要求運動をより一層推進するとともに、青少年に対する北方領土教育の充実、北方四島への想いを引き継いでいくための運動後継者の育成強化、さらには北方領土返還要求の正当性を国内外に積極的に訴える必要がある。

については、北方領土問題の早期解決と隣接地域の振興を図るため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 北方領土問題の解決に向けた断固たる決意と強い意志を持って、ロシアとの外交交渉を粘り強く推し進めるとともに、国内外の世論の喚起高揚に向けた効果的な返還要求運動を推進すること。
- 2 北方墓参をはじめ、北方四島交流事業（ビザなし交流事業）及び自由訪問事業については、特段に早期の再開を目指し、外交交渉を推進すること。
- 3 学校教育及び社会教育における北方領土問題に関する教育の充実と強化を図ること。
- 4 元島民等に対する援護対策の充実や、社会経済活動に多くの制約を受けて

いる北方領土隣接地域の疲弊解消のための措置の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月23日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

外務大臣

文部科学大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

衆議院議長

参議院議長 あて

意見書案第 32 号

刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 八 田 憲 児
草 川 肇
佐 藤 弘
森 川 えりな

刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書

冤罪は、有罪とされた者やその家族の人生を狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない最大の人権侵害である。我が国では、憲法に多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることにより、冤罪の発生を防止しようとしてきた。しかし様々な原因により、冤罪が発生するおそれは払拭できない。冤罪の発生を防ぐことはもちろん、冤罪が発生した場合に、速やかに救済することは、国の基本的な責務である。

三審制の下で確定した有罪判決について、重大な瑕疵があった場合にはこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続である再審制度については、刑事訴訟法第4編「再審」に定められている。しかし、再審請求手続に関する詳細な規定がないことから、再審請求審において裁判所がどのような権限を行使できるか明らかではなく、過去の冤罪被害者の救済には多くの困難と長い年月を経ることとなっている。

特に、再審請求審における証拠の開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第9条第3項において、同法の公布後、必要に応じて速やかに検討を行うものとされているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。

また、一たび再審開始決定がなされても、検察官がその決定に対する不服申立てをすることにより、速やかに再審公判手続に移行できず、再審手続が長期化している実情がある。

冤罪が発生するおそれを払拭できない以上、再審は、最後の救済手段としての重要な役割を果たすことから、確固たる手続が整備されていなければならない。

よって、国会及び政府におかれては、冤罪被害者を迅速に救済するため、刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を慎重かつ速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月23日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

法務大臣

衆議院議長

参議院議長

あて

意見書案第 33 号

学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 八 田 憲 児
竹 内 照 夫
草 川 肇
佐 藤 弘
森 川 えりな

学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書

平成 17 年に食育基本法が制定されたことを踏まえた平成 20 年の学校給食法の改正により、同法の目的に学校における食育の推進が規定され、教科学習とともに学校教育の大きな柱となり、地場産物の活用を通じて地域の農業、畜産業、水産業等の産業振興にも寄与しているところである。

近年、学校給食の意義に鑑み、学校給食費の無償化や保護者負担の軽減に取り組む自治体が増加しているが、学校給食について自治体間格差が生じることは本来あってはならないことであり、国の関与が必要不可欠である。

さらに、世界情勢を背景とした国際的な資源価格や物価高騰による原材料費の上昇が見られる中、保護者の経済的負担を抑制するための自治体の負担増に加え、安定した学校給食の実施のため、食材費はもとより人件費や物流費、光熱水費等の上昇により給食食材の納入業者にも大きな影響が出ており、給食自体の質の低下につながりかねない状況を危惧するところである。

よって、これからを担う子ども達の食育に差が生じることなく、安定した学校給食を提供していく観点から、下記の事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 学校給食費の無償化を含めた国の方向性を速やかに示すこと。
- 2 近年の物価高騰対策として賄い材料費上昇分に対して継続した財政的支援及び給食食材納入業者への支援を行うこと。
- 3 食育の観点から栄養教諭の配置基準の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

財務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
衆議院議長
参議院議長

あて

意見書案第 34 号

企業・団体献金の全面禁止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 まり

小 島 義 雄

企業・団体献金の全面禁止を求める意見書

本年 10 月 27 日の衆議院議員選挙の結果は、裏金問題への国民の怒りの表れである。国会には真相解明と、裏金づくりの温床である企業・団体献金を禁止することが強く求められている。

衆議院議員選挙では、立憲民主党、日本維新の会、日本共産党、れいわ新選組、社民党が選挙公約に企業・団体献金の禁止を掲げた。また国民民主党の玉木雄一郎代表も、本年 1 月の会見では「全ての党が合意して廃止すべきということであれば、我々も廃止すべきという立場なので、こうした合意を得られるようにしていきたい」と述べている。前述の 5 党に国民民主党獲得議席を加えると 232 議席となり、自民党・公明党の 215 議席を上回る。企業・団体献金禁止の公約を実行することは、国民に対する責任である。

ところが去る 11 月 21 日、自民党が同党の政治改革本部で政治資金規正法の再改定案を了承したが、この内容は 6 月の通常国会で公明党と強行した改定規正法と同様、裏金づくりの根源となった企業・団体献金の禁止に全く触れていない。

政党が議員に支給し、使途不明の闇金といわれる政策活動費の扱いでも、非公開の余地を残すなど抜け道を温存する改革の名に値しない内容である。また外国人や外国法人によるパーティー券購入を禁止するとしているが、2006 年の政治資金規正法改定で企業は外資比率が 50%超でも献金できることになっている。

そもそも営利を目的とする企業が、献金やパーティー券の購入を行うのは、政策的な見返りが目的である。金の力で政治を歪めることは決して許されない。

よって、国及び政府におかれては、幾度となく繰り返されてきた金権腐敗政治の問題を根絶させるため、企業・団体献金を全面的に禁止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

総務大臣
衆議院議長
参議院議長

あて

意見書案第 35 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子
林 まり
柏 木 敬友子
小 島 義 雄

加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書

70 歳以上の高齢者の半数は、加齢性難聴を抱えていると推定されている。難聴になると、家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、人との会話や人と会う機会が減ってしまう場合が少なくない。加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難とするなど生活の質の低下の大きな原因になるばかりか、最近では認知症やうつ病になる傾向が強いと専門家も指摘している。こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにしてくれるのが補聴器である。ところが日本の難聴者率は欧米諸国と大差ないと言われているにもかかわらず、補聴器使用率は欧米諸国と比べて極めて低い。

日本補聴器工業会が行ったジャパントラック 2022 調査報告によると、難聴者の補聴器所有率は、日本では 15.2%と、デンマーク 55%、イギリス 53%、フランス 46%、ドイツ 41%などと比較して、極端に低い数値となっている。この背景には、補聴器の価格が片耳あたりおおむね 10 万～30 万円と高額にもかかわらず、日本では保険適用がないためである。身体障害者であるとされる高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により自己負担が軽減され、中等度以下の場合には購入後に医療費控除が受けられる。しかしその対象者はごく僅かで、該当しない約 9 割の人たちは全額自己負担で購入している。そのためとりわけ低所得の高齢者に対する配慮が求められる。欧米では既に補聴器購入に対する公的補助制度が確立しており、日本での制度の整備が急がれる。

こうした下でも県内 8 市町では独自の補助制度が創設され、住民からは喜ばれている。しかし補助額は年 2 万円～4 万円と少額なため、購入を断念する事態が生まれている。一方で東京都は補聴器の購入費補助等を行う区市町村への補助（補助率 2 分の 1）を実施しており、23 全区が補助制度を実施し、補助額の上限も台東区 14 万 4900 円、港区 13 万 7000 円など 10 万円超とする自治体が生まれている。

よって、県におかれては、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができるよう、また認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸や医療費の抑制にもつながるよう、加齢による難聴者の補聴器購入に対する県独自の補助制度を創設することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

滋賀県知事 あて

意見書案第 36 号

子ども医療費助成制度の制度拡充を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子
林 まり
柏 木 敬友子
小 島 義 雄

子ども医療費助成制度の制度拡充を求める意見書

子どもの医療費の無料化は、子育て世代の切実な願いである。住民の粘り強い運動と各自治体の努力により、無料化に踏み切る自治体は大きく広がっている。

滋賀県は今年度、従来 of 乳幼児に加え、新たに高校生世代に係る医療費助成を実施された。これにより子どもの医療費助成制度は、県内全 19 市町で高校生世代までに広がり、子育て世代に歓迎されている。

しかし県制度は、19 市町が独自助成している小・中学生世代を対象にしないことから、市町の財政負担は大きく、市町間での助成格差が生じる原因となっている。また、高校生世代は自己負担があるため、高校生世代までの完全無料化は 13 市町に留まっている。

子どもの医療費助成制度は、子どもたちの命と健康を守るために大きな役割を果たしており、県と市町が共に取り組むべき重要な課題である。については県・市町制度を一層拡充するとともに、18 歳までの医療費無料化は国の制度として実現すべきである。

よって県におかれては、以下の項目について実現に向けて取り組まれることを強く求めるものである。

記

- 1 高校生世代に導入された自己負担は、乳幼児と同様に廃止すること。
- 2 小・中学生を県制度の対象に加えるとともに、財政負担割合は乳幼児と同様に県 1 / 2、市町 1 / 2 にすること。
- 3 18 歳までの医療費無料化を国の制度として実施するよう、国に強く求めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

滋賀県知事 あて

意見書案第 37 号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 佐 藤 弘
草 川 肇
浜 奥 修 利
嘉 田 修 平

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

近年、女性の就業者数が増加し、社会進出が進む中で、結婚後も仕事を続ける女性が大半を占めている。しかし、現行の民法第 750 条に基づく夫婦同姓制度により、結婚した女性の約 96%が姓を変更せざるを得ない状況に置かれている。

さらに、結婚前の姓を使用しようとする場合にも、生活や職場において一定の困難が伴う。この改姓は、これまで築き上げた社会的信用や実績に影響を与えるだけでなく、晩婚化が進む現代社会において、社会的不利益や精神的苦痛をもたらす要因にもなっている。

現代では、平均初婚年齢が 30 歳前後に達し、結婚前に築いた社会的信用や資産を基盤に生活する男女が増加している。そのため、結婚後に姓を変更することが不都合を招く事例が増え、個人のアイデンティティーに深刻な影響を及ぼすケースも少なくない。また、家族の在り方が多様化する社会において、選択的夫婦別姓制度は、夫婦が同姓または別姓を自由に選べる権利を保障し、個々の価値観やライフスタイルを尊重する社会の実現に寄与する重要な仕組みである。この制度を導入することで、自分らしい生き方を選択しやすくなり、未来世代にとっても時代にふさわしい社会となることが期待される。

選択的夫婦別姓制度については、平成 3 年から法務省法制審議会で議論が開始され、平成 8 年には民法の一部を改正する法律案要綱が答申された。その後、政府は平成 8 年及び平成 22 年に改正法案を準備したが、国民の意見が分かれたことから、いずれも国会への提出には至らなかった。

政府は旧姓の通称使用を拡大する取組を進めているが、通称使用には、ダブルネームを使い分ける手間や、識別ミスリスクといった課題が指摘されている。これに対し、日本経済団体連合会は令和 6 年 6 月 18 日、「選択肢のある社会の実現を目指して」と題する提言書を提出し、選択的夫婦別姓制度の早期実現を強く求めた。

しかしながら、夫婦同姓が社会的に定着していることは留意すべき事実である。特に、夫婦が異なる姓を名のすることで、子どもにどのような影響が生じるかについては、入念に調査する必要がある。

仮に、いじめなどが起こり得るならば、制度導入のために個性や違いを尊重する教育などの環境整備も必要と考えられる。

よって、国及び政府においては、選択的夫婦別姓制度導入による影響について検討を進めた上で、立法府の責任の下、選択的夫婦別姓制度を女性活躍の推進、男女平等及び男女共同参画に必要な制度として認め、多様な生き方ができる社会の実現に向け、選択的夫婦別姓制度導入に必要な法改正を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
衆議院議長
参議院議長 あて

意見書案第 38 号

選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 まり

小 島 義 雄

選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書

今年 10 月、国連の女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、選択的夫婦別姓制度の導入を求める 4 度目の勧告を行った。

委員会は日本政府に対し 2003 年以降、3 回にわたり総括所見において選択的夫婦別姓を実現するよう勧告し、特に前回 2016 年の総括所見では、選択的夫婦別姓をフォローアップ項目の一つとして 2 年以内に報告するよう求めていた。しかしながら日本政府は、この勧告に応え選択的夫婦別姓を実現するための法改正等を行っておらず、今年 10 月 17 日に行われた今回の日本審査においても、夫婦別姓を認めるかどうかは日本社会の家族の在り方に関わる重要な問題であって国民の理解が必要であり、婚姻によって姓を変えた人が不利益を被らないよう旧姓の使用拡大に努めてきたなどと述べていた。

これに対し今回の総括所見では、夫婦同姓を義務付ける民法第 750 条の改正に全く進展が見られないと厳しく指摘した上で、女性が婚姻後も旧姓を保持できるよう夫婦の姓の選択に関する法律を改正することを勧告すると 4 回目の勧告を行ったものである。

現行の民法第 750 条では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定められている。夫婦同姓が義務づけられている下で、改姓をするのは現在も 95% が女性であり、改姓や旧姓の通称使用による不便や不利益の多くが女性に押しつけられている。

近年国内では、各種世論調査において、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成の割合は、反対の割合を大きく上回っている。日本経済団体連合会は今年 6 月、選択的夫婦別姓の早期実現を求める提言を公表し、業界や世代を超えて反響が広がった。地方議会においても国に対する選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を可決する動きが加速しており、今年 10 月時点で 426 件に上っている。

法務大臣の諮問機関である法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法の一部を改正する法律案要綱を既に 1996 年に答申している。それから 30 年近くが経過した現在も、日本政府は実現に向けた措置を行っておらず、日本は世界で唯一同姓を強制する国となっている。日本政府が、国連の女性差別撤廃委員会の度重なる勧告にもかかわらず、放置し続けることはもはや許されることではない。

よって国及び政府においては、夫婦同姓の強制を定める民法第 750 条を改正し、以下のとおり子どもをはじめその家族の姓に関わる関連法令などについて改善を図るとともに、希望する者は婚姻前の姓を保持したまま婚姻することができる選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを強く求める。

記

- 1 憲法で保障された個人としての尊重を踏まえ、結婚後に同姓を強制する制度を廃止し、多様化した家族観を反映し、夫婦別姓制度を導入すること。
- 2 夫婦別姓制度の導入にあたっては、子どもの姓は、それぞれの子どもの出生時に定めることとし、子どもが18歳になった時点で本人の申し立てにより変更できるようにすること。
- 3 民法や戸籍法などに残る家族に関する法律上の差別規定を全面的に見直し改善すること。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。

令和6年12月23日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
衆議院議長
参議院議長 あて